

日本実業団バスケットボール連盟競技者規定

制 定 平成 10 年 4 月 1 日

改 定 平成 22 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 本規定は、日本実業団バスケットボール連盟（以下「連盟」という。）の規約に基づき、連盟の競技者に関する規則を定めるものである。

(競 技 者)

第 2 条 競技者とは、連盟に加盟するチームに登録される全ての競技者をいう。

2 連盟が別に定める登録規定により登録された競技者以外の者は、如何なる公式しあいにも参加することはできない。

3 外国人競技者とは、日本国籍を持たない競技者をいう。但し、日本で出生または生育し、日本の小学校および中学校を卒業し、義務教育を終了し者は、日本人競技者として見做す（日本国籍を持たない競技者のうち平成 15 年 4 月 1 日現在日本協会において日本人競技者と見做されている者を含む）。

4 1 チーム当たりの外国人競技者の登録人数、オンコート的人数は、大会競技規則にて定める。

(競技者登録)

第 3 条 競技者登録は、毎年 4 月 1 日から 5 月末日までに加盟チームが連盟の定める方式に従い登録料を納付して行なうものとする。

2 本規定にいう年度とは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。

本規定で年度というときは、別段の定めのない限りこれによる。

(競技者の義務)

第 4 条 競技者は、フェアプレイと非暴力の精神を守り、それにしたがって行動する。

2 F I B A ・ I O C の規約により禁じられている製品は使用せず、また禁じられている行動はこれを行なわない。

3 F I B A 規約及び I O C の規約にしたがって遂行される医療検査と管理、特にドーピングとセックスチェックをいつでも受けることに同意する。

4 競技者は協会または連盟の代表に選抜あるいは選出されたときは、これに応じなければならない。

(広告宣伝活動)

第 5 条 競技者は、バスケットボール競技中の肖像、映像、氏名等（以下「競技者の肖像等」という。）が、報道、放送されること及び当該報道、放送に関する競技者の肖像等につき何らの異議をいわないものとする。

2 競技者は、連盟から指示があった場合、連盟、協会の広報・広告宣伝活動に使用するための素材制作（写真、ビデオ等の撮影、インタビュー録音等）に原則として無償で応じなければならない。

- 3 連盟は、競技者の肖像等を連盟、協会の広報・宣伝活動のために無償で使用することができるものとする。
- 4 前項の場合出演等の契約者は連盟とし、連盟は出演等が有償の場合には競技者、その所属チームと協議のうえ出演料を分配する。
- 5 競技者が広告宣伝、販売促進活動等へ出演関与しようとするときは、日本体育協会、JOCの規定にしたがい、かつ連盟に通知しなければならない。

(表 彰)

第6条 連盟は、競技者が次の各号の1つに該当する場合は、審査のうえ理事会の決定により表彰し、賞状の他賞品又は賞金の授与をもって行なう。

- (1) わが国バスケットボール競技の発展に特に寄与した場合
- (2) 人格及び技能において他の競技者の模範に足る場合
- (3) 社会的功績により連盟の名誉、信用を高めた場合
- (4) 前各号に準ずる功労があった場合

(懲 罰)

第7条 連盟は、競技者が次の各号の1つに該当する場合は、審査のうえ理事会の承認を得て懲罰する。

懲罰は、その行為の程度により登録抹消・出場停止・戒告・訓戒・罰金を以って行なう。

- (1) 本規定の定めに違反した場合
- (2) バスケットボール競技においていわゆる八百長行為を行なった場合
- (3) バスケットボール競技においてフェアプレイに反する行為や暴力行為を行なった場合
- (4) バスケットボール競技において怠慢行為を行なった場合
- (5) 犯罪行為その他社会的非難を受ける行為を行なった場合
- (6) その他前各号に準ずる行為を行なった場合

(改 正)

第8条 本規定の改正は、理事会において行なう。

付 則

第9条 この規定は、平成10年4月1日から施行する。

この規定は、平成22年4月1日から施行する。